

特定相談支援と市町村相談支援事業

資料2

特定相談支援事業 (計画相談支援)

<実施主体>(法第51条の17)
指定特定相談支援事業者

<財源>(法第6条)
自立支援給付(計画相談支援給付費)

<事業概要>(法第5条第16項、第17項)
「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

- ① 基本相談支援(法第5条第17項)
地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。
- ② 計画相談支援(法第5条第16項)
 - i) サービス利用支援(法第5条第20項)
 - ii) 継続サービス利用支援(法第5条第21項)

市町村相談支援事業 (市町村地域生活支援事業)

<実施主体>(法第77条第1項)
市町村(指定相談支援事業者への委託も可)

<財源>
地方交付税及び地域生活支援事業補助金

<事業概要>(法第77条第1項第3号)
障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

※地域生活支援事業実施要綱での位置づけ

- ① 障害者相談支援事業(交付税)
- ② 基幹相談支援センター等機能強化事業
- ③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

一般的な相談支援としての障害者相談支援事業

